

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度河内町一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

104,760 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分	
社会保険	国民健康保険	72,768	38,862		0	33,906	6,660
	介護保険	434,109	377,770		0	56,339	11,066
	後期高齢者医療	242,162	28,797		0	213,365	41,908
社会福祉	児童福祉	260,282	125,317		9,400	125,565	24,663
	老人福祉	11,476		0	0	11,476	2,254
	障害者福祉	6,100	5,608		0	492	97
	医療福祉	64,178	25,040		0	39,138	7,687
保健衛生	保健総務	17,595		0	0	17,595	3,456
	母子健康指導	5,243		277	0	4,966	975
	疾病予防	24,762		0	0	24,762	4,864
	健康づくり	6,231		476	0	5,755	1,130
合計		1,144,906	602,147		9,400	533,359	104,760

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。